

## 東医健保会館利用規程

- 第1条 規約第61条第1項の規定に基づき、この規程を定める。
- 第2条 東京都医業健康保険組合（以下「組合」という。）は被保険者及び被扶養者の疾病を予防し、健康の保持増進を図るとともに豊かな人間性を養い、保険思想の普及と相俟って健康で文化的な生活の向上に資するため、東医健保会館（以下「会館」という。）を設置しこの規程の定めるところによって利用に供する。
- 第3条 会館を利用できる者は被保険者とその家族とする。ただし、これ等の者の利用に支障のない範囲でその他の者に利用させることがある。
- 第4条 会館を利用するにあたっては、公序良俗に反する事業を営む目的で利用することはもとより下記に該当する場合は利用を禁止する。
1. 申込時の予約者情報、使用目的、使用方法が事実と反する場合。
  2. 他の会館利用者、近隣住民等に迷惑を及ぼした場合。
  3. 風紀上・安全管理上、不適當であると組合が認めた場合。
  4. その他、当会館の管理運営上支障があると組合が認めた場合。
- 第4条の2 当会館は会館内外問わず敷地内全面禁煙であるので、主催者は利用者にそのことを周知し、受動喫煙防止策を図らなくてはならない。
- 第5条 会館を利用するにあたっては、利用を申し込んだ本人が組合の承諾なくその利用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸することを禁止する。
- 第6条 組合は第4条または第5条の規定に抵触した場合、利用の承認を取消し、使用を中断・退館させることがある。
- 第7条 組合は必要があると認める場合は、利用の日時、期間その他について制限若しくは変更をし又は利用の承認を取り消すことがある。
- 第8条 会館を利用しようとする者は、組合係員の指示に従わなければならない。
- 第9条 会館を利用しようとする者は、別に定める利用申込書を提出して組合

の承認を受けなければならない。ただし、組合が申込書の提出をする必要がないと認めるときは、口頭で申し込むことができる。

第 10 条 会館の利用について組合が承認したときは、別に定める承認書を交付する。ただし、組合で承認書の交付をする必要がないと認めるときは、口頭で承認することができる。

第 11 条 会館を利用しようとするときは、組合で発行した承認書を提出しなければならない。ただし、前条ただし書の規定によって承認を受けた者はこの限りでない。

第 12 条 会館を利用する者は、維持費の一部負担として別に定める利用料を組合に納付しなければならない。但し、利用者全てが組合の被保険者・被扶養者である場合はこの限りでない。

2. 前項ただし書の場合、組合は主催者に参加者名簿等の提出を求めることがある。

3. 利用料が別に定めるものにより難しい場合は、理事会が定める。

第 13 条 利用料は、利用申込書を提出して組合の承認を受けたときに、納付しなければならない。

第 14 条 既納の利用料は返還しない。ただし、特別の事情があると認められる場合は、その全部又は一部を返還することがある。

第 15 条 利用者の責めによる事由で、施設及び什器備品等を滅失毀損した場合は、利用申込者に損害を賠償させることがある。

第 16 条 この規定の施行について必要な事項は、理事会が別に定める。